

大規模大学における中央図書館の問題

— 東京大学総合図書館を中心として —

Problems of the Main Library of a Large University
Discussion Centered Around the University of Tokyo Library

田 辺 広

Hiroshi Tanabe

Résumé

I. Problems of acquisitions

In university libraries, materials are selected mostly by professors. It is a rare case that in the University of Tokyo Library (Main Library which is called General Library) general books are selected by librarians themselves. However, both professors and librarians have difficulties in selecting books for the main library which covers a wide variety of sciences. A blanket order for current Japanese books of academic nature is recommended as a part of its acquisitions. (About ¥ 15,000,000 will make up them) As for foreign books or Western language books, we have to consider a small "Farmington Plan" within the university.

The reason why the budget for purchasing books of the General Library is quite small and has hardly increased last several years, is that the Library has no independent book budget in the University. The larger part of the university budget is built on the basis of the number of faculty members and students. However, the General Library has no professors and students as a budget basis unlike a faculty or an institute. That is to say, the decision of the book budget is at the mercy of university administration. The book budget must be built on the mass of books needed in higher education.

II. Problems of reservoir

The annual increase of books in large universities which hold millions of volumes rises to a hundred thousands. We are forced to build new annex stacks or a deposit library. The matter has been long discussed in the University of Tokyo by both faculties and librarians. And we found some differences between the attitudes of people in humanities and social sciences and those in natural sciences, especially physical science and technology, concerning the location of the new deposit library and its indispensability in substance. The natural science side expects the deposit library to function also as an information center.

田辺 広： 東京大学附属図書館 整理課長

Hiroshi Tanabe, Head, Technical Processing Section, University of Tokyo Library.

Another problem of reservoir is concerning of weeding. In case of a national university, weeding of books is very difficult and the process is troublesome, being bound by the national administration code of general goods including library materials. Especially the weeding of lost books is difficult. Of course, librarians must try to reduce the number of lost books, but frequently used books on open stacks which are purchased as duplicates should be treated as expendable. Then the main library will become a center for weeding of whole university's unnecessary books and a clearing-house of gifts and exchange.

III. Problems of cataloging

To utilize printed catalog cards produced by the National Diet Library for Japanese books became popular in national university libraries. However, they cover mostly current publications. In case of Western language books, we are attempting to use MARC tape. However, we can use MARC neither for non-current English books, nor German or French books, so on. To manage a large number of books in the main library, processing works should be divided in two flows; that is, the one for current books which will be done rather automatically and the other for older and special books in manual.

The remarkable increase of stock of books brings not only the shortage of stacks but also card cases. Why should we maintain such a huge catalog in card system? It needs big human power for filing and brings a difficulty to consulting. The automation of cataloging will resolve the question of converting a card catalog to a book catalog.

On Japanese books, we have many problems to be solved; cataloging, filing and automation in general. Since we use Chinese characters, we must go another way, in cooperation with other countries using Chinese characters such as China and Korea.

はじめに

I. 収書の問題

- 1) 選書と蔵書構成
- 2) 集中収書と分担収書
- 3) 図書購入費

II. 保存の問題

- 1) 蔵書構成と保存書庫
- 2) 不用図書と廃棄
- 3) 不明図書と亡失

III. 目録の問題

- 1) 総合目録
- 2) 目録作業
- 3) 目録組織

おわりに

はじめに

文部省の「大学図書館実態調査結果報告」¹⁾において、大学の規模をA B C Dの4つに分けており、それぞれAは8学部以上、Bは5~7学部、Cは2~4学部、Dは単科大学としている。この標準を国公私に当てはめて見ると、Aクラスの大規模大学は、国立では旧七帝大の他、神戸大学と広島大学が加わり9大学となつて、実態をほぼ示していると思われるが、公・私立については、公立では大阪市立大学、私立では日本大学のみとなり、これは甚だ奇妙な分け方であると言わざるを得ない。大学の規模は学部の数のみで決められるものではないので、この報告がそうしたのはいかなる規準を設けたものと考えられる。従つて、本稿で言う大規模大学は、特に画然とした線を引いてランク分けをするものではなく、規模の大きさに大きく関連して起る問題を論ずると言う意味で大規模大学なる言葉を使用した。

そして、それらの大学図書館が、共通して持つであろう問題と、その解決法を考えるにあたり、現実の職場であり、担当業務である東京大学総合図書館²⁾の整理業務を中心にして考察したい。

I. 取書の問題

A. 選書と蔵書構成

前掲の大学図書館実態調査によれば、わが国の大学図書館の選書はほとんど、その大学の教官によって行われ、図書館職員によって選択されると答えたのはわずか3.7%に過ぎない。

東京大学の場合もその例外ではない。昭和45年度における総合図書館の全学に対する購入受入の割合は、図書冊数について5.5%、雑誌点数について2.7%、金額にして3.8%に過ぎない。³⁾そして、東京大学において、図書館職員が独自に選書を行っているのは総合図書館受入分のみである。(但し厳密に言えば指定図書は教官の選定であるから除外しなければならない)。

教官は、その各々の専門分野における最良の選択者であると大学図書館においては考えられており、各学部、研究所に受入れられる研究用図書については当然であろうが、全学的に広い学問分野に対する研究用学習用の図書を備えることを目的とした総合図書館あるいは中央図書館においては、必ずしも適当ではない。それは、先づ第1に、あらゆる部門の専門家を図書選定委員会の委員にすることは、大規模大学では困難なことである。同じ

文学部内にも20もの研究室があり、英文学の専門家が梵文学の図書を選ぶのは、専門研究者以外の者が選ぶと言う点で、図書館員が選択すると余り変りがないとも言える。第2に各分野の専門研究者は、とかく、その分野のものに偏りがちであり、また対立する学派・学説に関するものは排除しないまでも二義的にするおそれもある。第3に、その所属する学部・研究室に必要なものを、先づ研究費で賄ない、そこで購入し切れないものについて中央図書館で買ってもらおうとする場合が少なくないことである。

しかし、それだからと言って、図書館職員が、総合図書館(あるいは中央図書館)の選書を行うことにも問題がある。⁴⁾ 東京大学総合図書館では、職員の希望者よりなる図書選定委員会が構成され、月2回程度の頻度で、書店よりの見計らい図書(展示図書と呼んでいる)、教官・学生・職員の購入希望図書、パンフレット、書店の目録・新聞等の書評の切抜等を1室に集めて開かれる。もとより図書館職員は選書をするに当たり、様々のツール、書評等に常に目を通し、能力、資質の向上に努めるべきであり、又そうした努力をしているが、あらゆる分野にわたつての選書は仲々困難である。そして何よりも先づ選書の規準がはっきりしていなければならない。そして、その規準は蔵書構成を基にして建てられなければならないが、中央の図書館の場合、その蔵書構成は漠然としていて、選書の規準もまた幅の広いものにならざるを得ない。総合図書館の全蔵書冊数は昭和46年度において、72万7千6百13冊であり、その蔵書構成は、人文社会科学系図書が、約85%を占めている。そして、これらの図書の根幹をなすものは、関東大震災で全蔵書を焼失したあと、わが国はもとより世界各国から寄贈された研究用図書であり、その後の取書方針もこれを受けついでいる。しかし、それと同時に、学習・教養のための図書も図書館として重要な役割を果たしており、その役割を充分に果たすことが岸本改善における一つの柱でもあった。

図書をその使用目的によって分けるのは、そう難しくはない。しかし、1冊の図書をその内容によって、研究用図書であるか学習用図書であるかを、区別するのは困難である場合が多い。総合図書館の性格が論ぜられるとき、学習教養図書館としての役割が強調され、研究図書館としては、せいぜい境界領域、共通領域の資料を収集することが役目とされる位であるが、この考えは東京大学の場合その歴史的な蓄積から言つても、所蔵図書の内容から言つても妥当ではないだろう。われわれは、1

大規模大学における中央図書館の問題

冊の図書が、あるときには学習用として利用され、あるときには研究用として利用されることを知っており、利用者は、学部・研究所に各々備えられている専門・研究図書の網の目から、もれたどこにもない図書を求めるだけでなく、どこにでもある図書も総合図書館に求めているからである。

総合図書館の収書方針、言いかえれば、大規模大学の中央図書館の収書は、先づ網羅的でなければならない。それが困難な時において、すなわち第2義的な意味において、全学的な見地から見て適当な分野を受け持つべきである。およそ学術的価値があると認められるすべての図書が集められているところ、あるいはそこに行けば、何らかの方法であらゆる文献が利用出来るような機能を備えているところ、それが真の意味の総合図書館であろう。

B. 集中収書と分担収書

図書資料を網羅的に集めることは、先進国のナショナル・ライブラリにおいては既に行われていることで、自国の出版物のみならず、全世界の出版物も集中的に受入れている米国議会図書館のようなところもある。わが国においては国立国会図書館が納本制によってわが国の出版物の集中収書を行なっている。

大学図書館においても、新刊和書に関して言えば集中的、網羅的な収書は可能であり、大規模大学の中央図書館が、それを行なうことは、最も望ましいことと考える。

過去3年間のわが国の新刊和書の年間平均出版点数は、出版年鑑によれば18,815点であり、その平均単価は1,262円である。そうであれば、若し何もかも全部新刊書を購入するとしても全額にして高々2千4百万円もあれば足りることである。

しかし洋書に関しては事情を異にしている。東京大学における全受入洋書を国別に大体分けると、全受入図書の約70%は英語によるもので、そのうちの50%はアメリカ、20%がイギリスの出版物である。残りの30%のうち80%近くが独仏語の図書である。その平均単価を仮に3千円としても、アメリカの市販の出版物のカレントなもの全部を購入すれば、7千万円にも登るであろう。⁵⁾これは到底困難なことであり、また無駄なことでもある。

これらを勘案し、大学内における分担収書を考える必要があろう。それについては、アメリカで行なわれているファーミントプラン⁶⁾を1大学内に適用することも考えられる。幸にして総合大学においては、各学問分野

が、凡そ、学部・学科によって色分けをされており、医学、農学などは学部の中央図書館として独立しているところがある。すなわち、各学部、学科が、その専門分野あるいは担当分野について協定をし、責任をもって収書を行なうことである。そして、そのような体制を基礎にして初めて、各学問分野の境界領域のもの、また学習的・教養的な一般図書を中央図書館の洋書の収書分担とすることが可能となる。全学的見地から見て、中央図書館の役割は、要約すれば、和書については集中収書であり、洋書については、全学的分担収書の協定の上に乗っての必要分野の責任分担収書と言うことになるが、もう1つ新しい役割を付与したい。

先づ和書について考えれば、網羅的と言っても、大学図書館の目的から、学術的価値あるものだけに限られる。そして、その選択は納入書店、あるいは東販、日販と言った取引流通業者によっても或る程度可能であり、書籍コードを利用すれば、電算機による処理も可能である。図書館側は第1次をこのようなふるいにかけられたものの中から、不相当と思われるものを除外することにのみ作業の中心が置かれることになるが、10冊の図書の中から良書1冊を選ぶのに対し、10冊の中から1冊の不適合書を選ぶ作業は遥かに責任も軽く容易なこととなるであろう。

そして図書選定委員会の新しい仕事とは、「大きな研究図書館における蔵書の利用率は、極めて低く、理工系の図書では、その蔵書を75%減らすことが出来る。そして残り25%で利用の99%に応えることが出来る。別の表現をすれば全蔵書の $\frac{1}{4}$ は1%以下の需要を満すために用意されていることになる。人文社会系の場合でも60%を縮小しても残りの40%で99%満足しうる」⁷⁾と言われる。「残りの25%ないし40%」がどのような図書であるかを見極め、それらについて複本を購入するために適切な複本数を定めることである。その作業は或いは良書を選択するのと同じ困難を伴うとするならば、それらは、図書選定委員の手によってでなく、利用者の手によって選ばせることが出来る。すなわち、1通り購入された新刊書は速かに新刊棚に並べられて、閲覧に供せられ、その利用度を見て、頻度如何に従って、複本購入を行なうことの見安とするのである。(これら複本の処理については後で述べる。)

分担収書を基にした洋書については次のようなことが考えられる。境界領域、共通領域といった従来の考え方の他に、各学部、研究所等で最も頻繁に利用される図書

を、中央図書館の予算に見合うだけ、例えば年間各学部100冊～500冊位づつに限り中央館に通告して貰い、その分を購入する方法である。

以上のような収集方針が実行されれば、中央図書館について利用者は次に挙げるようなイメージをもつことになる。

① 和書については凡そ学術的価値のある新刊書は全部揃っている。

② 和書について、よく利用される図書は複数購入されているので、閲覧中、帯出中で利用出来ないケースは少ない。

③ 洋書について、学部・研究所で分担収集もれのものと共に、よく利用される図書もまた備付けられている。

指定図書については、本稿では詳しく取上げないが、アメリカ式のリザーブブックとは別に教官推薦図書としての意味を重視すれば、このような収書によって大部分カバーされよう。

逐次刊行物についても、単行図書と同様、あるいは一層容易に処理することが出来る。

東京大学総合図書館においては全学の洋雑誌について一括購入をしており、昭和47年度は、6,465タイトル、金額にして1億4千万円を支出した。これらはコンピューターで処理されるもので、このマスターテープに、寄贈・交換によるものが追加入力され、約9,500タイトルを収録する継続受入洋雑誌目録が近く刊行される。しかし、これらの業務は一括購入に関する事務処理面と統計、リスト作成等であって、現物は窓口を通すことなく、すべて各部局へ直送である。

以上のうち、総合図書館が受入れるものは約1,000タイトルで、内購入分は僅か130タイトルに過ぎない。このような状況では、たとえ複写センターとしての機能をフルに発揮しても現物の帯出、返納のため各部局図書館(室)を駆け巡るようになり、それが1のネックになっている。逐次刊行物においても、洋書については、分担協定を先づ行なうことである。これは無制限の多様性をもつ単行書にくらべて、タイトルの多少の変動はあっても、全体を把握することが可能であり、凡その購入予算も算定出来る。そして中央図書館は、いわゆる key journal とか core journal とかと呼ばれる研究者が手元におきたいものと、必要度は非常に高いが、高価であるためか、共同利用した方がよいもの、例えば *Chemical Abstracts* とか英訳ロシア語科学雑誌のようなものを併せ備える必要

がある。和雑誌については出来るだけ多く収集するのがよいが、特に紀要類とか政府刊行物とかは購入寄贈を含めて責任をもって収集にあたる努力を中央図書館の任務として行なうべきである。

C. 図書購入費

図書購入費については、収書の問題が論じられてもほとんどふれられることなく、あるいは見過ごされている場合が多い。しかし実際には逆で、図書費の枠が収書の死命を制していると言って過言ではない。

国立大学の財政は、国立学校特別会計によるもので、その歳出予算は「国立学校」「大学附属病院」「附置研究所」の3項に分かれていて、大学附属病院はあっても大学附属図書館の1項はない。それでは本館分館よりなる大学図書館の経費はどこから出ているかと言うと、主として国立学校経費の中の教官当積算校費と学生当積算校費から学内配分予算としてくるものと、文部省が別に計上する事項別予算としてくるものがある。そして大学図書館経費は大別して、その図書館の維持運営にあてられる図書館運営費と、ここに論ずる図書購入費とがある。

学部研究所に所属する部局図書館(室)が、それぞれの教授会又は図書委員会の決定により校費其他から図書費を支出することには、特に異論はないであろう。問題は中央図書館とその分館の場合である。その予算によって来たる経路は前述の通りであるが、その配分方法にいたっては各大学各様に行っていて統一されてはいない。

その実態については、文部省情報図書館課の大学図書館実態調査⁸⁾や国立大学協会図書館委員会のアンケート⁹⁾に詳しいが、国立大学図書館協議会の「新しい大学図書館像」特別委員会の行った「大学図書館予算に関するアンケート」¹⁰⁾は、前の2つの調査とは少し趣を異にして、各大学図書館の予算に対する考え方を知る意味で大変興味深い。更にこの集計は文部省区分による大学規模A B C Dの4ランクによって示されているので、大規模大学の考え方をすることも出来る。図書費について、A級校の考え方を少し追って見ると、①「国立学校特別会計における予算に大学図書館の1項を加えて4項とする」案については、賛成は9校の内2校である。図書購入費についても事項別予算のみは、校費主体の7に対して2である。従って校費を主体とすれば、何らかの形で校費の伸びに準じて図書費の伸びを期待している。しかし、この傾向は中間的なB、Cグループにおいては、むしろ逆で、予算の自主性を望んでいるのは面白い。そして、この集計結果について、大規模大学は予算の規模が大きい

大規模大学における中央図書館の問題

ので、校費に依存していてもよく、学内配分の方法もパーセンテージでなく金額で望んでいるのは、現在割合安定しているのかも知れない、と説明している。

大規模大学グループの中でも特異な存在である東京大学においては、中央図書館である総合図書館の図書予算の仕組みも一般的ではないが、その財源の殆んどを、教官当積算校費と学生当積算校費からの学内配分予算に仰いでいる。しかも、その配分経路は、一たん、本部経費として吸上げられたものの中から割当てられるもので、その金額は昭和41年以来年間千300万円台を超えたことはなく、これが総合図書館の経常経費である。¹¹⁾ 過去6年間経常経費が殆んど変らぬと言うことは、大学の予算全体が毎年増加し、図書費も物価に比例して値上りしていることとは全く無関係であると言うことにほかならない。その毎年の経常費は、前年度実績を踏襲しているに過ぎない。昭和40年以前においては数百万程度であった経常費が一挙に膨張したのは、岸本改善の際投入されたロックフェラー資金を加えたものが実績として認められたからである。毎年繰返えされる1億円以上の概算要求に対し、経常費の増額は全く認められず、本部留置経費の中から査定によって臨時経費が支出され、特に高額であるものの購入に当てられているに過ぎない。この他、事項別予算として特別図書購入費がある。これは「人文・社会学系の大学院研究科の基礎となっている学部の教育研究に必要な基本的図書・資料の整備に必要な経費」で、もともと中央の図書館とは関係なく各学部配分されたものであったが、昭和42年度より、各学部に加えて附属図書館も加わり、東京大学では、各学部で共通して必要とするもの、あるいは競合するものは、総合図書館で購入することとなった。従ってこの予算は本来の意味での総合図書館のものではなく、1点10万円以上と定められている図書資料の選択は部局の意志で決められている。われわれが文部省紐付予算と称しているものは、これだけであり、文部省で計上される図書購入費、指定図書購入費、(東大には配当されていない)教養図書整備費等一切の事項別予算は一度すべて本部経費に還元されてしまうので、それらが増額されても配当額には関係がない。このような予算構成では、年々総合図書館の図書予算の全学における比重は下がる一方であり、収書は年々困難になりつつある。

東京大学図書館改革特別委員会は、総合図書館の予算問題について検討小委員会を設け、原則としては、文部省より図書館の事項別予算として必要かつ十分な額が計

上さるべきであるが、差し当っては、「図書館留置予算」なる考え方を導入し、全学の教官当、学生当積算校費の1%を総合図書館の図書購入費の積算とする案を委員会として提出した。¹²⁾ これによれば両積算校費金額37億千万円に対し3千百7万円以上の経常費をもつこととなり、特別図書購入費を含めた全経費の倍額近くのもの固定化し、かつ年々5%の増加率をもつ積算校費にスライドすることになる。しかし、この留置予算案については、総合図書館への依存度の少ない自然科学系の学部、研究所から強い反対が出ていることは注目すべきであろう。それは、中央図書館の全学における位置の問題であり、自然科学系の研究図書館としての機能を十分に果していないことにあるからである。もう1つの原則論として、別に事項別予算として必要な経費は取るべきであると言う意見の中には、決して充分とは言えない学部の経費を減らされるのは好ましくないと言う考えもはいつてはいるが、何故それが困難なのか、総合図書館が経常費増額を繰返し要求しながら実現しないことと共に考えて見る必要がある。その中には色々な理由があるろうが、重大な理由の1つに、大学本部の経理当局、あるいは文部省、大蔵省を納得させるに十分なデータに乏しいこと、具体的に言えば図書購入費は積算の基礎をもっていないことがある。1つの大学で、あるいは1つの大学附属図書館で一体どれだけの図書が必要なのか、どれだけの図書費をつけたら充足するのか見当がつかないと言うことである。

従来大学設置基準又はその改善要綱等では、備え付けるべき図書・雑誌の数の基準を学科(又は講座)数とか学生定員数(又は教官数を加味したもの)とかに置いており、他の経費を算出するときの基礎と基本的に変っていない。学部等で学科(又は講座)が増えれば、それだけ学問分野が拡がり、従って必要な図書の範囲が拡がることは当然であり、それだけ図書費も増大してくる。学生とか教官の数の増加についても同様であろう。しかし教養書・学習書をも含めて広範囲の分野の利用者を対象としている大規模大学の中央図書館における必要図書数は、必ずしも、これらの数に比例するとは言えない。ある程度以上の総合大学においては、利用者が必要とする図書資料の範囲とか数は、小さい大学だから狭くてよいか少なくてよいと言うものではなく一定であり、強いてその差を求めようとすれば、それは複本数である。

中央図書館(附属図書館)の図書購入費の積算の基礎は、その大学における図書館の役割と蔵書構成に置くべ

きである。いいかえれば、附属図書館が大学の中央図書館として存在することの意義を確立するために必要にして充分な図書資料を備えるための予算を事項別予算として要求するべきである。

わが国における昭和46年度の年間新刊出版点数は約2万点であり、平均単価は約1,500円である。¹³⁾ これら出版物のうち児童書、娯楽書、教科書、等を除いた学術教養書は約1万点とすれば、¹⁴⁾ これら全部を購入しても年間予算は凡そ1千5百万円である。更に古書を含めた刊行年次の古いものを購入するために、この倍額位を初年度は考えるが経常経費としては1千万円以下でよい。しかし、これは毎年新刊書を全部購入することにより、その予算は年々減って行くことになる。この減って行く分の余裕については、後述する複本の購入、または古書・洋書等に転用することが出来る。この分の積算の基礎は、この前年度に買い残した新刊書、その前年度、前々年度とあるパーセントを推定して算出することが出来る。

洋書については、和書とは別に、1千万円程度の枠を先に想定しておいて、先述したような収書方針に従って購入して行くのがよいと思うが、予算作成に当っては、矢張り、積算の基礎を諸外国の出版点数に置き、適当なパーセントを定め¹⁵⁾ることが出来よう。

逐次刊行物については、後に述べる自然科学総合図書館の場合は別として、現状においてはコア・ジャーナルと稀用のものを中央図書館で欠くべからざるものとして選定し、リストを作成し、正確な価格を提示する。但し、この金額の枠は1千万円程度とする。このようにして算定されたものは経常経費であり、単価の値上り、出版点数の増加があれば、それだけ増大する。この他、高価なもの、指定図書費等は臨時経費として付加されることは現行と変わらない。

かくして東京大学の総合図書館の経常図書購入費は総額4千万円台となり、前述の改革委員会案とも結果としては甚しい違和感はないと言える。¹⁶⁾ しかし、その考え方は、大規模大学図書館の図書購入予算は事項別の独立予算であるべきで、その積算の基礎は、あくまで生産される図書館資料の点数におくべきであるとするもので、従来の行き方とは大きく異っている。

II. 保存の問題

A. 蔵書構成と書庫

大規模大学の蔵書量は百万冊台（例、東大：約3百80

万冊、京大；約3百万冊）であり、その年間増加冊数は10万冊前後と考えてよい。このことは、一方で何らかの形で処分をしていかぬ以上、10年～30年で倍増することになる。それも増加の速度が現状で押えられている限りにおいてであり、予算が充分に与えられれば、なお急速に増加する。その結果は書庫の増築に次ぐ増築と言うことになる。

東京大学において保存書庫あるいは保存図書館のことが考えられてから、すでにかかりの年月が経った。現在は安田講堂の一部に移された保存書庫（貸棚式で13部局と総合図書館を併せて約10万冊収容）の設置後、教官側と職員側が平行して委員会を作り、新設さるべき保存図書館へ搬入すると推定される図書の量を集計した。その量は図書38万4千冊、雑誌は27万8千冊、計66万3千冊であり、そのための必要な保存図書館の書庫面積は6,500平米で250万冊を収容出来得るものとされた。そして特徴的なことは、その設置に熱心なのは自然科学系の学部・研究所図書館であり、人文社会系、ことに人文系は消極的あるいは反対でさえあった。保存図書館へ供出する図書の内訳から見ても、2万冊以上を予定したのは、図書・雑誌いづれも、工、理、農、医、教養等の学部であり、研究所では生産技術研究所であった。¹⁷⁾ それと、1つの争点は設置場所についてであり、何処か郊外の適当な場所を望む自然科学系学部・研究所と、本郷キャンパス内を望む人文・社会系学部・研究所との意見が対立したことである。その理由は図書の生命の長短の差、読む本と使う本との差などにあると思うが、学問研究の場における図書資料のあり方を示すものとして興味深い。このことは次の項で述べる不用と廃棄の際にもきわ立って現われてくる。保存図書館の設置場所が、両者の仲をとって駒場キャンパスが適当であろう、とされた時点から現実性が薄くなって来たように思われる。その後これらのプランがペンディングになっている間に、本郷構内に人文・社会系の学部・研究所の書庫の増築が相ついで盛んである。

先に述べたように東京大学総合図書館は、その蔵書構成からいって、人文・社会系の研究図書館であり、かつ学習図書館でもある。そして、もう1つの性格は人文社会系の保存図書館としての役割をもっているということである。

蔵書の大部分が収められている閉架式の書庫の利用は年間37,423冊、全蔵書の0.5%程度¹⁸⁾で、蔵書の中には10年に1度、あるいは100年に1度しか利用されない

大規模大学における中央図書館の問題

ものもあろう。しかし、なおそれらは其処に存在していなければいけない、と言う意味で保存図書館なのである。

東京大学図書館改革特別委員会では、自然科学系の第2総合図書館を新たに設ける案¹⁹⁾を打出しているが、この第2総合図書館は、近代的なインフォメーションセンターとしての役割と共に、自然科学系の学術雑誌を完備し、その上に保存図書館の役割も加味した自然科学情報保存図書館でなければならないと考える。

B. 不用図書と廃棄

図書資料収集の拡大、図書購入費の増加、その積重ねは書庫の増築、さらには保存図書館の建設へと向って行くであろう。このような面については様々論じられて来たが、図書資料の不用の決定と廃棄については余り取上げられなかった。そして、このことは小規模の図書館、あるいは発展途上の図書館においてはさ程問題とはならないと思われるが、古い歴史をもつ大規模大学においては、不用図書とその廃棄の問題は真剣にとりくむべき問題の1つと考えられる。

図書を廃棄するには、一般の物品と異なり、その内容が重要な要素となるので、それ以前に不用の決定をしなければならない。不用の決定については、各大学あるいは各図書館(室)で一定の基準を設け、すでに実施をしているところもあるが、その成文化されたものは少なく、標準化されたものではない。

東京大学においては、事務改善委員会図書専門委員会がこれを取上げ、全学的な規準を作るべく検討を続け「東京大学における図書の不用決定基準(案)」を作成したが、未だ実行にまでいたっていない。

東京大学における図書の不用決定基準(案)

本学所蔵の図書館資料について、文部省所管物品管理事務取扱規程第28条に基き、不用の決定をしようとするときは、この基準によるものとする。

1. 頻繁な使用、利用上の事故等により、甚しく汚損もしくは破損したため、補修が不可能なとき、あるいは、補修に要する費用が当該図書館資料の購入費より高価であると認めるとき。
2. 本来、短期間の利用を目的として取得された図書館資料で相当期間を経過したものを。
3. 総合図書館、学部、研究所等において、保

存を要すると認める正本を除いた復本。

4. その他、総合図書館、学部、研究所等において必要としない図書館資料。

注 1) ここにいう図書館資料とは、図書、雑誌、文書、フィルム、レコード等を含み、国有財産として登録されたもの。

注 2) 図書館資料の不用の決定は当該部局の図書委員会又はそれに準ずる委員会の決定によることとする。

注 3) 図書館資料の売払又は廃棄については別に定める。

以上の案を作成するに当たり、次のようなことが問題点として考えられた。

(1) 図書資料は他の物品と異なり、外的、物理的要因よりは内的要因により、その要・不要を論じなければならない。時間的経過によって急速に価値を減じて行く理工系図書と、たとえ半片の文書であっても、重要なものである場合もあり、その古さの故に価値を高めることもある主として人文・社会系図書とがあり、全般にわたる基準は漠然としたものにならざるを得ない。

(2) 不用であるとする決定者を明確にしておく必要がある。国立大学図書館の場合、図書専担の分任物品管理官として、当該図書館の事務部長または事務長が任命されており、その決定者として形式的には、明らかになっており、その事務機構によって処理されるのであるが、図書の場合、その内容が問題である以上、教官、図書館職員、あるいは、それらで構成する図書委員会、不用図書判定委員会(個人名としては、学部長、図書館長、図書委員会委員長)等が不用図書の認定者として権威づけられなければならない。

(3) ある図書館(室)で不用の決定をしたものについて、ただちに売払・廃棄にいたることに問題がある。国立大学において、一般物品を処分する場合、文部省所管物品管理事務取扱規程²⁰⁾第28条3項に「供用の必要がなくなった物品で、分類換又は管理換により適切な処理が出来ないと認めるとき」とある通りで当然図書も物品の1種としてこの適用を受ける。図書資料が、1つの機関で不用であっても、他の機関で必要であることは、むしろ他の物品よりも多いことであり、売払はともかく廃棄の場合には文化財の消滅という恐れもあるからである。以上の問題に対処するためには、他の機関(国立の場合には主として他の国立大学図書館であるが、大規模大学においては、学内の他学部・研究所も含まれる)に要・

不要を問合せのクリアリングハウスの機能を持った保存図書館、あるいは保存図書館の機能を持つ書庫と事務機構が必要である。

廃棄については、その前段階として売却がある。廃棄の基準については、先に述べた文部省の事務取扱規程第29条で次のように定めている。すなわち「第29条：物品管理官は次の各号に掲げる場合において、法第27条第2項（物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄することができる）の規定により物品を廃棄するものとする」とあり、その例として4つの項目を挙げている。

このような規程を勘案して、不用決定の基準と共に、廃棄の基準もまた各機関でそれぞれ作成する必要がある。図書資料について規程を考えて見ると、汚損本、破損本で古書としても紙屑としても買手がないか、あっても二束三文であるケースで、東京大学の不用決定基準でも第1項に掲げてある。また、この範囲に属するものに限って規程を作った大阪大学附属図書館の例もある。²¹⁾そして廃棄の手段としては焼却と棄却の2つの方法がある。

さて不用の決定即廃棄となるような図書については比較的手数はかからない。リストを作成し、必要な決裁を受けて現物を処分し、原簿から除籍し、目録カード其他を除去すればよい。しかし其他の場合、たとえば当該機関で必要としない複本のようなものを処理するときは、国立大学の場合、複数の供用官を置いている場合には、先づ、その図書を必要とする場所へ供用換をし、複数の管理官を置いているところは管理換をしなければならない。このことは、1つの大学内、国立大学間はもとより他の国立機関すべてに迄適用されていると考えるべきで、どこでも不用であると確認されたものについてのみ廃棄出来ることになる。しかし、この手続きを踏むことは大変な手数を必要とする。不用の図書全部についてリストを作成し、各機関にそれを送付し、用・不用を問合せ、回答を整理し、それぞれの機関について明細書を作成し、移管手続を行ない、図書を選別し、輸送しなければならない。特別の組織と人員と経費がなければ出来ることではない。図書は取得されれば、ただちに供用さるべきものと考えられ、物品出納官は名目だけのものであるが、これらの作業をするには出納官制度を活かす必要がある。すなわち、不用の決定をされた図書資料は、管理官の命により、供用官から出納官に返納され、出納

官の管理下において、他に供用せしむべきか、処分すべきかについての作業がなされるべきと考えるからである。いづれにせよ、これらの業務が大規模になされるとすれば、そのために、不用決定をされた図書資料をプールすべき書庫が必要であり、保存書庫あるいは保存図書館の役割と密接な関連をもってくる。先に述べた通り、東京大学における保存図書館へ搬出することを希望した66万3千冊のうちには、夥しい複本が含まれていると思われるし、理工関係図書の大部分は保存図書と言うより不用図書であろう。旧い大規模大学のみならず、B、Cクラスの国立大学においては、ここ数年来、文部省の強い挺子入れによって指定図書が充実されているが、指定解除のさいの複本の処理に段々困ってくるのではないだろうか。

東京大学事務改善委員会で不用決定の基準を作り、廃棄の基準を作るところに来ているが、この基準によって、業務が始まるとすれば、先づ理工系の学部・研究所の古い図書、雑誌の大部分は、それぞれの図書委員会によって不用図書と認定され、続々と総合図書館の出納官のもとに集積されるであろうことは想像に難くない。しかし現下の状況はそのために人と金を得て1つの組織を作り仕事をすることを許さないであろう。最少限の手数と費用で合法的な処理を考えなければならない。物品出納官はその管理下に相当スペースの書架を持つ必要がある。書架に並べられた不用図書については、各機関に呼びかけのみ行って、それに応じたところの教官又は図書館職員が自ら書架を縦覧し、必要な図書を抜き出し、その分についてリストも作成し、輸送についても自前でやってもらうことにする。そして或る期間たってもなお残ったものについて払出し（廃棄又は売却）を考えることになる。その際出納官を置く中央の図書館としては、全学に1冊しかないかも知れない図書については保存すべきか否かを慎重に考慮することも大切である。

ともあれ、図書の不用と廃棄は、保存図書館建設の前に中央図書館の任務の1つとして検討し実行すべきことであろう。

C. 不明図書と亡失

物品管理法の対象となっているものは、いわゆる一般物品であって、図書資料はその一部として含まれているに過ぎない。一般物品は一定の場所で固定的に利用されるので、善良なる管理のもとにあっては亡失は稀である。しかるに図書は不特定多数の頻繁かつ動的な利用を目的としているので、管理面と利用面が相反する要素を、

大規模大学における中央図書館の問題

多分に持っており、完全に亡失を無くすことは困難である。

法規的な面からのみ考えれば、図書にいちいち鎖をつけておいた中世の図書館が一番理想的な姿であろう。しかるに図書館の近代化は、利用者と書架との近接を目標の1つにしてきた。

図書館的な面から言えば、図書は、何時、何処においても自由に取出して利用出来るようにすることが理想である。

東京大学総合図書館においても、岸本改革の構想の1つとして、学生用図書と指定図書については開架式の書架となり、参考室等も含めて大幅なオープンシステムがとられた。アメリカ等においては、当然のことであるが、わが国においては、オープンシステムと表裏1体である入口のチェックが行われていない。総合図書館においても入館のチェックは行われるが、退館のチェックはない。何度か企図し、教養学部図書館では実行したこともあったが、退館の際、バッグの中を見せることには、見せる方にも、チェックする方にも非常な抵抗があって、どうもこの国においてはこの制度は根をおろすことはないように思われる。そのような現状では相当数の欠本が出ることは明らかである。しかるにこれらの欠本を亡失として処理するかどうかについては問題がある。火災其他の災害盗難等によるものについては、その理由もはっきりしており、法規に従って処理し得るが、問題は理由のはっきりしないものである。利用上長期にわたり、あるいは又貸し等により返却を怠っているものについては、数年、数十年後に戻ってくることもあるので、その図書が亡失であることの確認が出来ない。従って、その図書は亡失図書ではなくて不明図書であり、原簿から除籍することは出来ない。

このような矛盾を解決するためには次のようなことを考える必要がある。

(1) 物品管理法に図書取扱上の特例を設けるか、あるいは物品管理法の代りに図書資料管理法の如きものを制定し、やむを得ざる場合として開架図書のようなものは、その全冊数のうち何パーセントかは管理官又は管理責任者としての図書館長の決裁によって除籍しうようになる。

(2) 閲覧・奉仕の面から、その利用に甚しい阻害を与えぬ程度の入口チェック、ロッカー設置とその使用の義務付け、返却遅延の督促強化等亡失を最小限にとどめる措置が必要である。

(3) 法改正を将来考えるとすれば、それ迄の暫定措置として、亡失の確認が困難である不明図書の場合には、調査中として、その期間、管理職員の責任を追及しないことを考える。

(4) 法改正が困難であるか、それは遠い将来であると予想されるとすれば、最初から1部の図書は財産として登録しないことも考えられる。従来から未製本雑誌は将来製本後は登録されるものとして消耗品扱いにすることが認められている。事務用図書、パンフレット等も、その用途如何で登録・未登録の裁量が任されている。このような面から図書資料を考察すれば、その中には財産として保存すべきものと、消耗品として使い棄てて行くものとの区別をすることが可能である。これは、図書資料の内容、体裁で分けるばかりでなく、同一図書であっても、複数あれば、その用途によって区分することが出来る。

先に収書の項で述べたように、和書に例をとれば、網羅的に購入した新刊書の1通りは保存用として登録入庫せしめ、利用頻度の多いものについて複本を購入し、これらは消耗品扱いとして、あるいは完全に消耗品として登録せず蔵書印のみ押して開架方式で自由に閲覧させることとする。勿論、全く野放しにするのではなく、手続きとしては登録本と全く同様とし、亡失を防ぐ努力を怠るべきではない。しかしこれらの図書も未製本雑誌と同様、財産としての潜在的意味をもっているので、時に応じて登録して行くことは妨げない。この方法には法規的に未解決の点があり、実行は慎重にしなければならないが、少くともいくつかの大きなメリットがあろう。先づ①整理上余り手を掛ける必要がないこと、②ある程度の亡失については、その処理、責任が軽いこと、③移管、廃棄が簡便であること、④修理製本はしないですむこと、⑤図書が汚損されることを余り顧慮しないでよいこと、等があげられる。欠点は何といても潤沢な予算がなければ出来ないことであるが、全学的な合意のもとに、高い頻度で利用される図書資料については、中央の図書館に集中し広い層に自由に利用させることは、学習図書館としての機能を高め、研究の能率もよくすることである。

III. 目録の問題

A. 総合目録

大学における中央図書館としての役割の1つは、その大学の全図書の総合目録の作成であり、それがカード体

であれ、冊子体であれ、全学的な図書の利用のための鍵である。

東京大学においては岸本改革により、カード体の全学総合目録が総合図書館に置かれることとなり、以来年々9万枚近いカードが全学の学部・研究所の図書館(室)から送り込まれ、その数は今や200万枚に達している。この総合目録は和・洋に分かれ、著者(書名)目録1本として編成されている。その量の多いこと、目録の種類が1つであることのために、様々の問題点を抱えており、それは和漢書の目録において甚だしい。先づ標目の問題がある。標目の統一なくしてはカード繰込みが出来ない。和書については、約1年半、全学的な委員会で検討の末、日本目録規則1965年版の標目に関することにしほり、東大としての解釈を加え、その統一を計った。²³⁾しかし、全学の合意のもとに、これが作られても、この採用を各局部図書館(室)に強制することは組織上出来ない。また出来たとしても様々のレベルを持つ局部図書館(室)で作成した目録カードは、たとえ全部が熟練したカタローガーの手によるものであっても個人的な解釈によるばらつきがあり、点検・加筆修正なくしては総合目録に繰込むことは出来ない。このために総合図書館の目録掛員、特に和漢書目録においては10人の構成員の半数が専らその仕事に当たっている。総合目録がカード体であるときは多少見苦しくはあっても校正カードでも済ませるが、冊子となる場合には更に大きな労力を必要としよう。これが更にナショナル・ユニオン・カタログへと進めば、その困難の増大は明らかである。国立国会図書館や米国議会図書館の印刷カードを使用し、標準化された質の高い目録カードを末端の図書館(室)にまで浸透させる考え方は、集中目録制度として論議が重ねられているが、そのメリットは各館で目録作成の手数を除くことよりも総合目録作成を容易にすることの方にあると思われる。

国立大学においては、昭和41年度より国会図書館印刷カードの購入費が配布され、47年度には洋書整理業務合理化経費として3千万円が計上され、MARCテープ打出しによる洋書の目録カードの無償配布が実施される。洋書の目録については、MARCを中心に機械化の研究が進んでおり、洋雑誌については、東京大学医学図書館、総合図書館、京都大学数理解析研究所其他各地で電算機打出しによる目録の作成が行われ、文部省においても学術雑誌総合目録自然科学欧文篇の機械化による改訂版作成を計画中であると聞いている。

これら一連の事実は大学図書館の目録作業の中に電算

機に乗るものは機械ベースで、和書のように未だそこ迄行かなくても大量生産による印刷カードを導入して行こうと言う合理化の波が段々と高まっていることが分かる。そしてその効果は大規模大学図書館において大きいと考えるが、その過程を進めるについては障害となるものも多い。

B. 目録作業

わが国の図書館においては図書はすべて和洋に分けて処理されているのが普通である。大規模大学図書館においては、受入掛から流れてくる図書は、和(漢)書目録掛と洋書目録掛に2本の流れとなって目録作業が行なわれる。従来カタローガーの手作業で行われていた目録作業の中に大幅に既成の印刷カードあるいはMARC打出しカード等が導入されてくるとすると、その部分については、カタローガーが目録規則に従って標目を定め、記述をし、副出をし、件名をつけ、分類をつける等々の目録作業は不用となるわけで、これは誰が考えても当り前のことである。しかし、この当り前のことが一部図書館職員から強い反発と疑いをもって迎えられているのが実状であるのは何故だろうか。

先づ、図書館職員の中でも花形的存在であるカタローガーが、その職を奪われ、図書の香りを楽しむこともなく、単純な機械的作業に置き換えられるのではないかと言う不安と反発があることである。

第2は、より具体的で、かつ上手に処理しなければ失敗する恐れもあることであるが、それは、現在は勿論、相当将来にわたっても、集中的に生産される目録データがカヴァー出来ない部分があることである。和書について言えば、生産する国立国会図書館側と使用する大学図書館側双方の体制の不備から、その印刷カードのカヴァーする率は50%~60%であり、米国議会図書館のLCカードでさえ70%~80%である。²⁴⁾そして、どちらも市販の新刊書について大量に使用することによって、最も威力を発揮することを銘記しておく必要がある。機械的に目録作業に乗る図書と、手作業で目録を作らなければならない図書とが入交って整理プロセスを通過することは作業を混乱させる基となることで最も警戒しなければならない。これは印刷カードの場合は、さほどでもないが、洋書にMARCを導入する場合は余程考える必要がある。²⁵⁾何故ならば、MARCは現状では入力されているものは英語の図書のみであり、RECON計画は着々進められはしても10年、20年とさかのぼることは当分考えられないからである。そこで若し、和書について新刊書を

大規模大学における中央図書館の問題

網羅的に購入することに対し、国会印刷カードを全部購入²⁶⁾すれば、その適中率は極めて高くなり、目録データがランダムに入力されている MARC テープを有効に使うにしても、それがどのような方法で利用されようと大量のものをまとめて処理するのが最も望ましい。

以上のようなことを考え合えると、図書は受入の段階で和洋を分離して送ると同様に機械的に処理出来るものと、出来ないものとの分離し別のプロセスとして扱うことが賢明である。考え方としては、和書では、市販の新刊書と古書、漢籍を含めた旧刊書を、洋書では、英米書の新刊と他のものとの分けることで、具体的には受入掛に国会カードセットを置くことにより、和書についての選別が可能であり、洋書については、受入段階で SDI サービス、発注等を MARC 利用で行なうことにより、自動的に選別出来る。従来の目録掛は、それ以外のものについて、目録作業を行なうわけであるが、その主たる任務は、古書、漢籍、差当り独仏を含めた外国語の図書を扱うこととなり、其処は真の専門家としてのカタローガーの職場となるであろう。

かくして、新刊書のグループは、今迄の概念の目録掛を通過することなく図書は閲覧部門へ直通することになる。このような仕組みを通じて始めて、予算倍増、網羅的取書の事後処理が可能となり、新刊書は速かに利用に供せられる。このような処理方法によってのみ、中央図書館は自館の図書のみならず、全学の図書の集中受入れの窓口となり、滞貨することなく各部局図書館(室)に還元することが実現出来るであろう。

C. 目録組織

昭和41年度の文部省編大学図書館実態調査結果報告には、「目録の組織と編成」と言う項目があり、目録の種類、カード作成法、記入の精粗、編成種別、配列について細かい統計がのっている。しかし大学規模別のものはないので、国公私全般にわたっての様子を見ることは出来るが、大規模大学図書館のみの実状は分らない。目録の種類については、著者名、書名、分類の3つが主で、件名、辞書体は問題にならない。カード作成法ではユニットカード制をとっているところが、個別に作成しているものの倍位あって意外に多い。印刷カードを使っているところは大変少いが、前述の如く国立大学については最近増加していると思われる。記入の精粗については、基本記入は勿論のこと、副出・分出もほとんどが行なっている。編成種別は、和洋混配が和洋別の半分位の数値であるが、これは規模の小さい図書館に多いと思われる。

配列は、表記がローマ字対仮名が約3対1でローマ字の中ではヘボン式が圧倒的に多い。配列順位について、洋書に字順を使っているところと、和書に語順を使っているところが相当数あるのは一寸不思議な気がする。

東京大学総合図書館の総合目録については先に述べたが、今や2,160箱のカードケースは満杯に近くなり、その置かれている参考室から出て行かなければならない。その、はみ出す部分について、今迄通り同じシステムを続けて行くか、それとも、この時点で連続をたち切り、新しいシステムを考えて行くかの決断を迫られている。一体目録カードはどこ迄伸びて行って、どうなるのだろうか。かつて、アメリカの議会図書館を始めとする大規模図書館で延々と続いているカードケースを見て思ったことであった。その量の増大に比例して繰込み編成の為のエネルギーは大きくなり、一寸したミスファイルは、そのカードの発見さえも困難にする。又ファイルの困難は利用のための検索の困難に通ずる。目録の種類が1種類であることは、決して好ましいことではないが、その種類を増やすことは、それだけのエネルギーとスペースが増大することである。

年間増加冊数が数万と言う大規模大学図書館の場合、その人員、経費の限界を頭において実行可能な目録組織のデッサンを描くことにするが、この問題には様々の論議があり、その理由付けの詳細については稿を改めて論ずる必要があろう。

(1) 目録の種類については、著者名、書名、分類又は件名のせいぜい3種類で辞書体目録は作らない。分類、件名いずれにするかは、それぞれ長短があるが、今後の情報検索の大勢から見て件名とすべきであろう。また分類、件名いずれにせよ、機械的大量処理と、互換性を考え、和書については国立国会図書館の分類か件名標目を、洋書については米国会図書館のそれを採用したい。主記入論をここでする余裕はないが、和書については書名を主記入にすべきであると思う。漢字を使用している言語の図書、ことに和書については、様々の問題を持ち、音標文字を使っている洋書(インド、イスラム圏も含む)とは別個に考えるべきである。²⁷⁾

(2) カード作成法では、複数の目録体系を持つ以上、当然ユニットカード制をとるべきで、和書の場合は、現在の国会印刷カードとは矛盾するが、標目未記載ユニットカードが便利であろう。²⁸⁾

(3) 記入の精粗については、副出、分出をすべきであるが、印刷カード使用の場合も含めて、カード複製の問

題がある。これは案外大切なことで実務の上では往々にしてここがネックとなることがある。

(4) 編成種別は、和洋別配が大規模図書館でも普通で今後も変えることはないであろうし、そうすべきであると考えている。目録が何もかも1本になっていることは合理的であるようであるが、又多くの矛盾も含んでいる。利用者が目録に接するとき、既に頭の中で分けて考えられるものは分置すべきである。現在総合図書館の総合目録は和洋と逐次刊行物を別にしてのみで他は全部1本である。しかし、今後は次のようなものは分置した方がよいであろう。漢籍、明治以前の古書、ロシア語又はキリル文字の図書、官庁出版物、特殊コレクション等々で、それらのうち、将来において加除を余り考える必要のないものは冊子目録を作成し、ガイド的な目録カードのみを入れ、個別の目録カードは除くこととする。辞書体目録を採用しない理由も大体同様で、1口に言えば異質のものを無理に1つにすることは様々の混乱をまねくからである。

(5) 配列についても、ここでは議をつくせないが、洋書はともかく、和書については極めて複雑な要素をもっている。先づ洋書と異なるところは漢字の場合音標文字で表記しなければ通常配列出来ないことである。ローマ字表記はヘボン式がよいか訓令式がよいかは別にして、和書の場合何故ローマ字で配列しなければならないか、恐らく翻訳書を別体系としてしまえば、特に問題となるような理由付はない筈である。100万枚の和書目録カードの中では、漢字は同じでも読みの異なるものは何十ケースも離れてしまいカナ配列では近接するであろうタカダ〜タカタ、ヤマザキ〜ヤマサキ、イシハラ〜イシワラ等もローマ字配列では高、山、石を始めとする他の姓の中に混入してしまう。漢字と言うものを廃止しない限り、吾々はその特殊性の上に乗って目録を考えなければならない。配列についても、民族的な永年の知恵を汲みとる必要がある。例えば、吾々が日常使用している電話帳の氏名検索について、特に不便しているとは思えない。むしろ市民に親しんだ配列法として再検討して見る価値があろう。

(6) 配列順位について和書に字順配列をしていることは、これも大量となると大変おかしな事が起ってくる。著名目録の場合は姓・名が分かれているので余り問題がないが、それでも団体名では東京市…の中に東京歯科大学や東京紙器工業などがわり込んで来る。これが書名となると混乱は大きくなる。日本語の分ち書きの法

則が確立しない以上語順配列にも大混乱の要素があり、決定しかねることである。

目録カードには2つの目的があるとされている。1つは書誌的な目的で、1つの図書に対する情報の必要にして十分なデータを与えることで、7.5 cm×12.5 cmのカードの中になるべくそれをコンパクトに入れこもうとして様々の規則が作られた。もう1つの目的はファインディング・リストとしての役目で、必要な図書に到達するための鍵としてあることである。

又、目録がカード体で維持されている理由として、アップ・トゥ・ディットであること、すなわち、加除が容易であることが挙げられるが、そのままでは場所が固定し、其処に來なければ、見られないという欠点がある。沢山のキャンパスを持ち、同じキャンパス内でも沢山の部局図書館(室)を持つ大規模大学においては、たとえ中央の図書館に完備した総合目録を持っていても、いちいち電話で問合せるか、自ら足を運んでカードケースのあるところへ來なければならぬ。そうかと言って複数の総合目録を持つことは大変な労働力を必要とする。この点冊子体目録は学内学外を問わず何処にでも置くことが出来るし、多数作ることも出来る。勿論従来から冊子体目録の作成は行われていたが、それがカード体目録に代わるものとしてではなかった。今日冊子体目録を再検討するゆえんは、電算機を利用することで、加除が容易になり、その印刷も比較的廉価で速かに出来るようになったからである。和書については未だその時期ではないが、洋書については近い将来英語以外のものも入ると仮定してMARCテープを利用し、冊子体目録を作成することも考えられる。目録の目的の1つである書誌的に必要なデータが、磁気テープ或いはLCの冊子体カタログの中にあるのであれば、その方の目的に必要なときは、原のソースから得ることとし、利用する目録はファインディング・リストとして、そのためにのみ必要な簡略化したデータを基にした冊子体目録を速く、安く、多く供給することを考えるべきである。逐次刊行物については、もうその実行段階に入っていることは先に述べた通りである。

おわりに

東京大学改革委員会の1つとして図書館改革特別委員会が昭和45年10月発足し、昭和47年3月迄、25回にわたる会合をもち、その結果が発表された。²⁹⁾そして、その結果は、図書行政商議会の議を経て総長に答申され

大規模大学における中央図書館の問題

る。この委員会は教官のみで構成され、職員としては随時列席したに過ぎないが、その間、常に感じていたことは、大学内における総合図書館の存在理由は何かと言うことである。単なる全学図書館の連絡調整の場に過ぎないのか、学習図書館として学習、教養図書だけ集めておればよいのであるのか、部局図書館(室)で買えない図書を頼まれて購入しておればそれでよいのか、等々の疑問が次々とあったが、それに応える明確な解答は無かったように思われる。その中で、松田智雄前館長ほか2,3の教官から、本学の総合図書館は、人文社会系の稀に見る貴重な研究図書館であり、殊に震災後全国各地から寄贈された図書はかけがえのないものであるとの発言があり、総合図書館を人類の知識の宝庫として守り続け発展させて行かなければならぬことを痛感した。現時点では、定員削減と経費の停滞の中で、合理化と省力化を進めて行かなければ現在のレベルさえも維持して行くことは出来ない。そのためには機械化は必須であるし、インフォメーション・センターとしての役割を充分に果たして行かなければ、今でさえ薄い全学教官の総合図書館への関心⁸⁰⁾を失うことになる。しかし、図書館近代化の中に、ある意味で古典的な中央図書館の存在意義も大きくマークしておくべきである。

結びに少し長くなるが、東京女子大の井出教授の「ワイドナー図書館のことなど」と言う一文から引用させていただくこととする。⁸¹⁾

「ハーヴァード大学のワイドナー図書館は……たいへん有名な図書館である。《たとえなにか天災で、ほかの建物や設備が全部消滅しても、ワイドナーさえ残ればハーヴァードは安泰である。》といわれるのがこれである。蔵書数、蔵書の種類、特殊コレクション、図書館員の質、全体の使いやすさ、全体の雰囲気など、どれをとってもやはり、ワイドナーは第一級の図書館である。……一歩ワイドナーに足を踏みいれると、無限の宝庫につき当たったように、頭と手足はとめどもなく動き出すのだった。……ワイドナーはおそらく永遠に尽きることのない巨大な探検場なのである。……」

- 1) 文部省大学学術局情報図書館課。大学図書館実態調査結果報告、昭和43～45年度(IV)参考：読表上の手びき。
- 2) 東京大学附属図書館基本規則(昭和38.9.17制定)第2条、第2項「附属図書館は、総合図書館と部局図書館からなる」と規定されているように、他大学で附属図書館、中央図書館、本館と呼ばれるも

のは総合図書館と称し、附属図書館は全学の部局図書館(室)を含めた総称である。

3) 昭和45年度 図書購入冊(点)数および購入費

	図 書		雑 誌		計
	冊 数	購入金額 千円	点 数	購入金額 千円	
総合図書館	4,227	14,626	300	2,008	16,634
全 学	77,431	278,236	11,179	157,566	435,802
%	5.5%	5.3%	2.7%	1.3%	3.8%

- 4) 小山内富子。「収書の仕事をうけもってみて、」 **大学図書館研究**、第1号(昭和47年9月予定)。
- 5) *Unesco statistical yearbook*, 1970. New York, United Nations, 1971.
- 6) Williams, Edwin E. *Farmington Plan handbook*, Rev. ed. Ithaca, N.Y., 1961.
- 7) Williams, Gordon R. *The use bases for inter-library cooperation*. Paper presented for the 28th International Congress of Orientalists, Canberra, 1971.
- 8) 文部省大学学術局情報図書館課。大学図書館実態調査結果報告、図書館資料費の項。
- 9) 国立大学協会図書館特別委員会。大学図書館の予算および図書館学の拡大強化に関するアンケートの集計報告(昭和47年5月)。
- 10) 第19回国立大学図書館協議会総会(昭和47年6月8日～9日)大学図書館予算のあり方について——大学図書館予算に関するアンケート結果についての報告——主査：九州大学附属図書館他。
- 11) 総合図書館経常的図書購入費(昭和41～46)昭和41(13,100千円)、42(13,044千円)、43(13,547千円)、44(11,919千円)、45(13,968千円)。
- 12) 東京大学図書館改革特別委員会報告。附属図書館の改革案(その三)附属図書館の予算について(1972年3月14日)。
- 13) 出版年鑑, 1972. 出版=ユース社編。
- 14) Ibid. 取次店を通過する市販の図書については書籍コードがつけられており、電算機による選別も可能である。
- 15) 既出の Unesco 統計によれば、アメリカの総出版点数は 62,083 であるが、その中から、政府出版物、学位論文を除くと 36,270 点となる。アメリカの他にイギリス、フランス、西ドイツ、ソ連、其他を加えた総出版点数は 192,954 点である。アメリカ以外の国の市販一般図書の比率は不明だが、その約半分とすれば、次のようになる。1点単価4,000円とすると1千万円で必要点数の10%位購入出来る。

国名	市販図書点数	購入比	必要図書点数
アメリカ	36,270	56%	20,160
イギリス	16,160	14%	2,262
フランス	9,321	10%	932
西ドイツ	19,511	10%	1,951
ソ連	37,305	}10%	3,980
其他	2,500		
計	96,477		29,285

- 16) 全学教官当・学生当積算校費約38億の1%強であり、また全学図書購入費 昭和43 (444,226千円), 44 (461,305千円), 45 (435,800千円) の10%弱にも当る。
- 17) 東京大学図書行政商議会. 保存図書館に関する小委員会. 保存図書館に関する資料 (昭和46年7月2日).
- 18) 東京大学総合図書館. 昭和45年度利用調査.
- 19) 東京大学図書館改革特別委員会報告. 附属図書館の改革案 (その五) 総合図書館に期待される機能と第二総合図書館の構想について (1972年3月31日).
- 20) 文部省会計関係例規集, 昭和46年版. 帝国地方行政学会, 1971.
- 21) 大阪大学図書館報, vol. 5, no. 1, 1971.
- 22) 東京大学 全学図書館連絡集会 和漢書目録規則委員会. 日本目録規則・1965年版の解釈と取扱い——東京大学附属図書館追加修正事項——1971.
- 23) 第19回国立大学図書館協議会総会. 図書館機械化調査研究班報告. 主査: 高柳和夫.
- 24) 田辺 広. "目録カードの作成と印刷カードの利用について," 学術月報, vol. 21, no. 11, 1969.
- 25) 国立国会図書館職員組合 機械化問題対策委員会. 図書館機械化問題とわれわれの態度 (1971. 3. 25).
- 26) 昭和46年度より, 文部省情報図書館課で予算を別途計上したので, 国立大学図書館はこれによって国会図書館の印刷カードを購入することが出来るようになった.
- 27) 田辺 広. "第28回国際オリエンタリスト会議に参加して," ドキュメンテーションサービス, no. 7, 1971.
- 28) 日本図書館協会. 第1回整理技術全国会議議事録. 1970.
第2回整理技術全国会議. "日本のユニット・カードのあり方について," 整理技術通信, no. 18, 1971.
- 29) 東京大学・図書館改革特別委員会報告 (1972. 3. 31).
- 30) 北海道大学改革検討委員会第1, 第2専門委員会 (図書館)は, 教官および学生の各層にわたって図書館に対する詳細なアンケートをとった. その集計はいずれ発表されると思うが, 貴重な資料となるであろう.
- 31) 井出義光. "ワイドナー図書館のことなど," 日本女子大学図書館 図書館だより, no. 22, 1971.